

事 務 連 絡  
平成 1 8 年 7 月 7 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
企画法令係

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行規則に定める各種様式の改正等（案）について

標記の件について、各道府県からの照会事項等を踏まえ、参考資料をとりまとめましたので送付します。

照会先：

厚生労働省保険局国民健康保険課  
企画法令係

代表（03）5253-1111  
（内線3258）

直通（03）3595-2565

## 8月・10月施行に伴う様式改正等について（案）

### ①国民健康保険被保険者証【様式第1号、第1号の2、第1号の2の2】

→（裏面）注意事項3「食事」の下に「又は生活」を加える。（10月施行）

### ②国民健康保険被保険者資格証明書【様式第1号の3】

→（裏面）注意事項の4「身体障害者福祉法の更正医療等」を「障害者自立支援法の自立支援医療等」に改める。（10月施行）

### ③国民健康保険高齢受給者証【様式第1号の4、第1号の5】

→変更予定なし。

※ただし、一部負担金の割合については下記の例による。（8月施行・別紙1）

（1）現役並み所得者であって経過措置対象とならない者の表記例

3割（平成18年9月30日までは2割）
---------------------

（2）経過措置対象者の表記例

3割（平成18年9月30日までは2割）
---------------------

※自己負担限度額「一般」適用
----------------

### ④国民健康保険標準負担額減額認定証【様式第1号の6】

→検討中（入院時生活療養費の導入に伴い、注意事項等について改正を行う・10月施行）

### ⑤国民健康保険特定疾病療養受給証【様式第1号の7】

→（表面）被保険者の自己負担限度額を明記（別紙・10月施行）

（裏面）注意事項一「一万円」の下に「（ただし、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項二号に該当する世帯に属する七十歳未満の被保険者の人工透析に係る診療については二万円）」を加える。

注意事項二「食事に要する」を「食事又は生活に要する」に改める。

（10月施行）

※10月施行と併せて、新様式で再交付を行う。

### ⑥国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証【様式第1号の8】

→検討中（入院時生活療養費の導入に伴い、認定証のタイトル及び注意事項等について改正を行う・10月施行）

### ⑦国民健康保険検査証、退職者医療検査証【様式第3、第3の2、第4、第5、第6、第7、第8】

→検討中（検査証に記載のある条文について必要な改正を行う・10月施行）

⑧国民健康保険退職被保険者等証明書（10月施行）

→（表面）

「

一部負担金の割合	本人		2割
	被扶養者	入院	2割
		入院外	3割

」を削除する。

（裏面）

「

二 診療を受けるときに支払う金額は次の区分に応じた割合です。

イ 本人 二割

ロ 被扶養者 入院 三割

」を

「

二 診療を受けるときに支払う金額は、三歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前の場合は、診療の費用（入院時の食事及び生活に要する費用を除く。）の二割となります。また、七十歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以降の場合は、高齢受給者証に示す割合となります。

」に改める。

<b>国民健康保険特定疾病療養受療証</b>									
交付年月日 年 月 日									
認定疾病名									
記号		番号							
被 保 険 者 名	氏名		男 ・ 女						
	生年月日	大 ・ 昭 ・ 平	年 月 日						
発行期日	平成 年 月 日から有効								
自己負担限度額									
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr></table>								

**【上位所得者の記入例】**

自己負担限度額	人工透析については2万円、 その他の特定疾病に係る診療については1万円
---------	--

**【上位所得者以外の記入例】**

自己負担限度額	1万円
---------	-----